

高福第1026号
令和4年4月12日

各高齢者施設・事業所管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
介護サービス担当課長
(公印省略)

要配慮者利用施設における
避難確保計画の作成・活用の手引きの改定等について（通知）

本県の高齢福祉施策の推進につきまして、日頃から多大な御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、別添のとおり令和4年3月28日付けで国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長及び同局砂防部砂防計画課長から連名で通知がありましたので、お知らせします。「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引」及びeラーニング教材を活用し、避難確保計画の充実と実効性確保に取り組んでいただけるようお願いいたします。

なお、「社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について」（令和3年7月12日付高福第1978号神奈川県福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長通知）のとおり、市町村の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設について避難確保計画の作成等が義務付けられ、令和3年度末までに作成することが目標とされていたことから、次の点について改めてご留意ください。

1 施設の災害リスクに応じた非常災害対策計画・避難確保計画の策定及び報告について

(1) 施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に所在しているかについて、ハザードマップ等で御確認ください。

<参考>ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>

(2) 浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に所在する場合、施設の非常災害対策計画に、火災・地震のほか、浸水・土砂災害を想定した避難確保計画が含まれているか御確認ください。

(3) 含まれていない場合は、速やかに避難確保計画を新たに作成又は作成済みの消防計画等非常災害対策計画に追記してください。

(4) 自施設が市町村地域防災計画に「要配慮者利用施設」として記載されているかについては、各施設所在市町村の防災所管部署にお問合せください。記載されている場合は、作成した避難計画を市町村に報告する必要があります。

2 避難訓練の実施について

施設管理者等は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を毎年実施する必要があります。また、令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、市町村地域防災計画において要配慮者利用施設とし指定されている施設については、避難訓練の実施に加え訓練結果を市町村長へ報告することが義務化されましたので、併せて対応をお願いします。

3 避難確保計画の作成について

次のホームページを参考にして作成するほか、随時点検をお願いします。

<国土交通省ホームページ>

【避難計画作成の手引き】

ホーム>政策・仕事>水管理・国土保全>防災>自衛水防（企業防災）>要配慮者利用施設の浸水対策

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

【要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について（YouTube MLIT channel）】

ホーム>政策・仕事>水管理・国土保全>防災>自衛水防（企業防災）>要配慮者利用施設の浸水対策>要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について
(YouTube MLIT channel)

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/youtube/index.html>

問合せ先

高齢福祉課保健・居住施設グループ

担当 鎌田・岡崎

電話 045-210-4856